

令和7年度 山口県主任介護支援専門員研修 開催要項

1 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

2 対象者

居宅サービス計画等を提出し、その内容から利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、受講申込み時点において、下記の要件（１）～（３）を全て満たす者

（１）山口県内の地域包括支援センター（ブランチを含む（注６））（以下「地域包括支援センター」という。）、居宅介護支援事業所その他の事業所等（注１）において、現に介護支援専門員として勤務していること。（注２）

（２）介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員であること。具体的には、以下のアからオのいずれかに該当すること。

ア 専任（注３）の介護支援専門員として従事した期間（注４）が通算して５年（６０か月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できる（注３）ものとする。）

イ 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成１４年４月２４日付け老発第０４２４００３号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任（注３）の介護支援専門員として従事した期間（注４）が通算して３年（３６か月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できる（注３）ものとする。）

ウ 介護保険法施行規則第１４０条の６第１号イの（３）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者（注５）として、現に地域包括支援センターに配置されている者

エ 現に地域包括支援センターに勤務している者であって、当該地域包括支援センターにおいて主任介護支援専門員として配置が予定されている者（ただし、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援に関する知識及び能力を有する者とする。）

オ 介護支援専門員として従事した期間（注４）が通算して５年（６０か月）以上であって、介護支援専門員に対する下表に定めるいずれかの研修の講師を務めた者（ただし、山口県介護支援専門員協会から介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者として推薦のあった者とする。）

実施年度	実施機関	研修の名称
平成 15 年度	(財)山口県健康福祉財団	実務研修、現任研修(基礎課程、専門課程)
平成 16 年度 ～平成 17 年度	(財)山口県ひとづくり財団	実務研修、現任研修(基礎課程Ⅰ、基礎課程Ⅱ、専門課程)

平成 18 年度 ～平成 23 年度	(財) 山口県ひとづくり財団	実務研修、主任介護支援専門員研修
	(社福) 山口県社会福祉協議会	更新研修、専門研修、再研修
	山口県介護支援専門員協会	実務従事者基礎研修
平成 24 年度 ～平成 27 年度	(社福) 山口県社会福祉協議会	実務研修、主任介護支援専門員研修 更新研修、専門研修、再研修
	山口県介護支援専門員協会	実務従事者基礎研修
平成 28 年度	(社福) 山口県社会福祉協議会	更新研修、専門研修、再研修 主任介護支援専門員研修 主任介護支援専門員更新研修
	(一社) 山口県介護支援専門員協会	実務従事者基礎研修、実務研修
平成 29 年度	(社福) 山口県社会福祉協議会	更新研修、専門研修、再研修 主任介護支援専門員研修 主任介護支援専門員更新研修
	(一社) 山口県介護支援専門員協会	実務研修
平成 30 年度	(社福) 山口県社会福祉協議会	更新研修、専門研修、再研修 主任介護支援専門員研修 主任介護支援専門員更新研修
	(一社) 山口県介護支援専門員協会	実務研修、再研修 更新研修（実務未経験者向け）
令和元年度～	(社福) 山口県社会福祉協議会	更新研修、専門研修 主任介護支援専門員研修 主任介護支援専門員更新研修
	(一社) 山口県介護支援専門員協会	実務研修、再研修 更新研修（実務未経験者向け）

注 1 次の事業所、施設等（以下「事業所等」という。）を対象とします。

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ④ 介護保険施設
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦ 介護予防支援事業者
- ⑧ 地域包括支援センター

注 2 注 1 に定める事業所等において介護支援専門員として勤務している場合であっても、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っている場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行い、サービス計画の作成を行っていない場合は該当しません。

注3 「専任」とは、常勤かつ専従の介護支援専門員としての勤務を指します。また、専任の介護支援専門員として勤務した居宅介護支援事業所の管理者との兼務期間は算定できます。

注4

- ① 「従事した期間」は、注1に定める事業所等において従事した期間を対象とします。ただし、
(2) のア、イの場合は専任(注3)の介護支援専門員として従事した期間が対象となります。
(2) のオの場合は専任、兼任を問いません。

また、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた期間や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行い、サービス計画の作成を行っていなかった期間は対象となりません。

- ② 従事した期間は、次により算定することとします。

- ・受講申込み時点で算定してください。
- ・端数の日数は30日を1か月とし、30日に満たない期間は切り捨ててください。
- ・病気休業、育児休業等による休職期間を除きます。

注5 「主任介護支援専門員に準ずる者」とは、「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日付け老計・老振・老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知)の6の(1)の③に定める者をいいます。

注6 ランチとは、H18厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知「地域包括支援センターの設置運営について」の4の(1)に規定する、地域住民の利便を考慮し、地域住民に身近なところで相談を受け付け、地域包括支援センターにつなぐための窓口をいう。

(3) 「介護支援専門員専門研修実施要綱」(※1)に基づく専門研修課程Ⅰ(注)及び専門研修課程Ⅱ又は「介護支援専門員更新研修実施要綱」(※2)に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者

※1 平成18年6月15日付け老発0615001号厚生労働省老健局長通知の別添3

平成26年7月4日付け老発0704第2号厚生労働省老健局長通知の別添2

平成29年5月18日付け老発0518第6号厚生労働省老健局長通知の別添2

※2 平成18年6月15日付け老発0615001号厚生労働省老健局長通知の別添5の3の(3)

平成26年7月4日付け老発0704第2号厚生労働省老健局長通知の別添4の3の(3)

平成29年5月18日付け老発0518第6号厚生労働省老健局長通知の別添4の3の(3)

注：専門研修課程Ⅰの修了については、平成15年度に実施された介護支援専門員現任研修に基づく基礎課程、平成16年度及び17年度に実施された介護支援専門員現任研修に基づく基礎課程Ⅰ又は基礎課程Ⅱのいずれかを修了し、受講が免除になっている場合を含みます。

3 定員

160人

4 研修日程、科目及び講師

別紙「令和7年度 山口県主任介護支援専門員研修 日程表」のとおり

5 研修会場

山口市秋穂二島1062

YMfg 維新セミナーパーク 一般研修棟研修室・社会福祉研修棟研修室

6 受講料（教材費等） 50,000円

受付完了後、名鉄観光サービス株式会社山口支店から請求しますので、指定された期日までに振込してください。研修受講後の受講料の返還はいたしかねます。

7 申込方法等

(1) 申込方法

郵送により下記の書類等を期限までに提出してください。

注1 提出書類の内容に誤りがあった場合などは、受講開始後であっても、受講を中止していただくことがあります。

注2 提出の際は、書類の不足等がないよう、別添「提出書類チェックリスト」により提出書類を確認してください。同リストの提出は不要です。

ア 様式1「令和7年度 山口県主任介護支援専門員研修 受講申込書」

※ 様式は2枚にわたっていますので、注意してください。

イ 居宅サービス計画書等(アセスメント表と計画表(第1・2・3表))

※ 施設サービス計画書、介護予防プラン等を含む。

※ 各事業所の様式で構いませんが、個人を識別する情報については取り除いてください。

ウ 介護支援専門員証の写し

エ 受講要件確認書類

2の(2)	申込書を参照の上、作成願います。
2の(3)	・専門研修課程Ⅰ修了証明書の写し ・専門研修課程Ⅱ修了証明書の写し

注1 2の(1)については、所属長からの受講申込書(在籍証明)により確認します。

注2 「実務経験証明書」は、設置者が異なる複数の事業所等での従事期間を通算する場合は、設置者ごとに必要となります。

なお、「実務経験証明書」の記入に当たっては、別添「『実務経験証明書』記入上の注意」(2ページにわたっています。)を参照してください。

注3 様式3-1「推薦書」については、次の要領により、一般社団法人 山口県介護支援専門員協会に対し推薦を依頼してください。

①依頼方法

郵送又は持参により下記の書類等を期限までに提出すること。

ア 様式3-2「推薦依頼書」(必要事項を記入すること。)

イ 様式3-1「推薦書」(何も記入しないこと。)

ウ 返信用封筒(長3サイズ[120mm×235mm]、推薦書の送付先を明記し110円切手を貼付したもの)

②提出期限

令和7年8月18日(月) 必着

③提出先

〒753-0072 山口市大手町9-6 ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館内
一般社団法人 山口県介護支援専門員協会 事務局

TEL:083-976-4468 FAX:083-976-4469

(2) 留意事項

ア 本研修は、日程に応じてコース別(各コース[各40人程度])で実施します。このため、事務局が指定するコースの日程により受講していただきます。

コースは、所属の種別等を考慮し決定しますが、希望コースがある場合は参考にしますので、受講申込書の該当欄に希望コース等を記入してください。ただし、御希望に添えない場合がありますので、申込みに際しては、どのコースの日程であっても必ず受講できるようにしておいてください。 また、申込者数によっては、C・Dコースは実施しない場合もあります。

なお、コースは、受講決定通知の際にお知らせします。

イ 演習科目については、事例提出を受講者全員にお願いします。 提出がない場合は、受講を中止していただくことがあります。

ウ 研修の円滑な実施のため、受講申込書に基づいて受講者名簿を作成します。

なお、個人情報については、本会規程に基づき適正に管理します。

エ 開催要項は、必ず全てお読みください。 受講申込書の記入は、楷書体ではっきり記入してください。

オ 受講申込書の該当箇所全てに漏れなく記入してください。 万が一、記入漏れ等の不備があった場合は、不受理・再提出となりますので、予め御了承ください。

カ 本研修は厚生労働大臣指定の特定一般教育訓練指定講座(指定番号:3520045-2120013-6)に該当します。特定一般教育訓練給付金制度を希望される者は、受講開始の1月前までにお住いの地域管轄のハローワークにおいて教育訓練給付資格を受け、受給資格確認通知書の写しを9月19日(金)までに事務局あてに持参又は郵送してください。詳しくは、お近くのハローワークにお尋ねください。

8 申込期限

令和7年8月25日(月)(名鉄観光サービス株式会社山口支店必着)

※期限が過ぎた申込みは受け付けません。 受付完了後、名鉄観光サービス株式会社山口支店から、自宅に受講証及び受講料請求書等を送付します。9月19日(金)までに通知がない場合は、山口県社会福祉協議会 福祉研修部(福祉研修センター)(083-987-0123)までお問合せください。

9 受講決定

申込み人数が定員を超えた場合は、原則次の優先順位に従って選定を行い、受講者を決定します。

優先順位	内 容
1	特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を <u>取得できない</u> 居宅介護支援事業所で、令和9年3月末までに新たに管理者になる予定である者
2	介護保険法施行規則第140条の6第1号イの(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
3	現に地域包括支援センターに勤務している者であって、当該地域包括支援センターにおいて主任介護支援専門員として配置が予定されている者（ただし、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援に関する知識及び能力を有する者とする。）
4	特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を <u>取得できない</u> 居宅介護支援事業所の現管理者、若くは令和9年3月末から令和10年3月末までに管理者になる予定である者
5	1～4位のいずれにも該当しない者

⑨ 同順位の者が複数ある場合は、申込みの受付順により選定します。

10 修了証明等の取扱い

- (1) 全ての科目を修了された方には、社会福祉法人山口県社会福祉協議会長名の修了証明書を交付します。なお、紛失等による修了証明書の再発行については、1通につき1,000円の手数料が必要となりますので、受領後は、大切に保管してください。
- (2) 受講申込書や受講要件確認書類の記載事項が事実と異なっていたため、受講要件を満たしていないことが判明した場合は、修了証明書交付後であっても、修了を無効とし、修了証明書を返還していただきます。
- (3) 本研修修了者には、研修目的を踏まえ、介護支援専門員に対する各種研修における講師や助言者など、介護支援専門員に対する指導的役割を担っていただきます。

そのため、研修修了者の「氏名」「介護支援専門員登録番号」「所属」「修了年月日」を記載した名簿を作成し、県内の市町及び介護支援専門員に対する研修を行う機関として県が指定する指定研修実施機関（令和7年7月末現在では「一般社団法人山口県介護支援専門員協会」）に提供します。

なお、提供に当たっては、主任介護支援専門員制度の円滑な実施に資するために使用し、それ以外の目的に使用しないこと、情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん等の防止、その他情報を適切に管理するための必要な措置を講ずることを条件とします。

11 受講上の注意事項

- (1) 欠席は原則として認められません。遅刻、早退も、欠席と同様に科目未受講となりますので注意してください。

- (2) 受講態度が著しく悪い、他の受講者への迷惑行為を行うなどの不適切な受講状況が認められる場合や、演習事例などの受講に当たっての必要書類を提出されない場合は、受講を中止していただくことがあります。受講中止の場合も、全ての研修科目を修了したことにならないため、修了証明書を交付できません。

1.2 個人情報の取扱い

本研修での個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に関する条項を含んだ業務委託を「名鉄観光サービス株式会社 山口支店」と契約しています。

なお、「申込書等」により取得した個人情報は、本研修の運営にのみ利用します。

1.3 昼食

各自で御準備ください。なお、施設併設の食堂は、営業していますので御利用ください。

また、近くにコンビニエンスストア等はありません。

1.4 申込先

【研修申込先】

名鉄観光サービス株式会社 山口支店（担当：大田）

〒753-0074 山口市中央3丁目1番7号 ミツビル3階

TEL：083-923-2600

※ 研修のお申込み先は、名鉄観光サービス株式会社 山口支店 になります。

1.5 その他

- (1) 自然災害等のやむを得ない事由により研修を開催できない場合は、前日の午後3時までにホームページ(<https://yg-fkc.com>)に記載しますので、前日に必ずホームページを確認してください。
- (2) 欠席される場合は、研修前日までに必ず連絡してください。
- (3) 研修当日に、発熱や体調が悪い場合は、研修への参加を控えてください。
- (4) 遅刻する場合は、速やかに連絡してください。

1.6 問合せ先

【研修内容等に関すること】

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 福祉研修部（福祉研修センター）（担当：松尾）

TEL：083-987-0123

【研修制度及び受講要件等に関すること】

山口県健康福祉部 長寿社会課 地域包括ケア推進班

TEL：083-933-2788

1.7 会場周辺地図

<YMfg 維新セミナーパーク>

〒754-0893 山口市秋穂二島1062 山口県セミナーパーク内

